

## 【H22-事例2】元請・協力会社・処理業者が一体となって取り組む廃棄物の適正管理

事業場名	鹿島建設株式会社 横浜支店
事業内容	総合建設業
事業規模	従業員数 772人（全社 10,578人）
廃棄物データ （神奈川県内）	産業廃棄物 発生量計： 251,980.3 t（平成 21 年度実績） 特別管理産業廃棄物 発生量計： 147.6 t（平成 21 年度実績）

### 1 取組の概要

鹿島建設株式会社では、環境方針のもと建設業特有の事業特性をふまえ、1997 年から ISO14001 による環境マネジメントシステムを運用し、「地球温暖化防止」「資源循環・有効利用」「有害物質の管理」「生物多様性保全」を 4 つの重点課題として取り組んでいます。特に、工事現場では、「環境負荷の軽減」を方針として、発生する廃棄物の分別収集に注力し、日々の努力で廃棄物の資源化を推進しています。さらに、工事現場はもとより本社・支店が一体となって分別収集の効率化に取り組んでいます。

今回は、横浜支店の廃棄物管理の取組みを一部紹介します。

### 2 取組の内容

#### (1) 処理業者の選定

##### 指定業者制

新築工事、解体工事を問わず、どのような工事現場であろうとも排出事業者として処理責任の自覚の下に信頼できる処理業者を選定することが、廃棄物管理の要であると認識し、指定業者制導入の方針のもと委託業者の選定を行っています。

特に、不法投棄リスクの高い、建設汚泥・混合廃棄物・廃石綿等の 3 品目の処分について、支店安全環境部が中心となり処理施設の視察をした上で、使用の可否を決定し、各工事現場は、指定業者から委託先を選定する仕組みとなっており、指定後は、年 1 回を目標に処理施設を視察し、内容を社内で情報公開しています。なお、収集運搬業者については指定業者制を設けていませんが、鹿島建設株式会社の取引コードを取得していることを前提に許可証を確認し選定しています。

##### 業者選定基準

指定業者の選定は、点数づけによる客観的判断ではなく、処理施設視察時の状況確認が大切です。処理業者とのお互いのコミュニケーションが重要と考え、排出側からの要望だけでなく、処理施設側からの要望もしていただき、お互いの信頼関係を構築することが大切であると考えています。全体評価としては、4 段階（A ランク：申し分なし、B ランク：比較的良好、C：使用しない方がよい、D：使用不可）に分かれており、指定業者としての選定基準は、A ランク、B ランクに該当する業者としています。

#### 処理委託関連事項

処理委託契約を工事現場所長名で締結する方式が一般的でしたが、2008年2月より全社的に処理委託契約は、指定業者制の運用を徹底させる等のため支店長名で締結することといたしました。横浜支店では、従来から支店長名での契約とし、契約書の内容を工事現場 営業所 支店関連部署でのチェック機能を活かし、締結することとしています。また、契約どおりの適正な支払いを行うため、収集運搬会社・処分会社への直接支払いを指導しています。

#### 処理業者の施設視察時のチェック項目例

<p>&lt; 事前確認事項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政処分情報に掲載されていないか確認</li><li>・ 情報公開制度を利用しているか確認</li></ul>
<p>&lt; 処理業者事務所での確認事項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 処理フローの説明は納得できるか（2次処理先の確認）</li><li>・ 搬出入量の月次/年次データの閲覧依頼に対応できるか</li><li>・ 施設の特徴点は何か</li></ul>
<p>&lt; 処理業者施設巡回での確認事項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 説明されたフローと処理内容は合致しているか</li><li>・ 中間処理産業廃棄物は、搬出先に見合った性状を有しているか</li><li>・ 中間処理産業廃棄物の過剰保管はないか</li><li>・ 説明・案内は誠意を持って行われたか</li><li>・ 作業環境等は問題ないか</li></ul>

#### (2) 環境情報システムの構築について

建設副産物（発生土、産業廃棄物等）処理を中心とした、各工事現場での環境管理活動をシステム上に記録し全社で共有化することを目的とした環境情報システムが構築されています。

##### 建設副産物の排出計画と実績管理

##### グリーン調達品目（環境負荷の小さい資材、工法、技術の採用）の利用計画と実績管理

この入力データを各担当で下記のように活用しています。

##### < 工事現場担当者 >

- ・ 環境管理計画書（工事現場における目標達成計画書）の一部として利用
- ・ 目標達成状況の把握（月度の実績管理）
- ・ 不適切な廃棄物処理業者への処理委託を未然に防ぐリスク管理

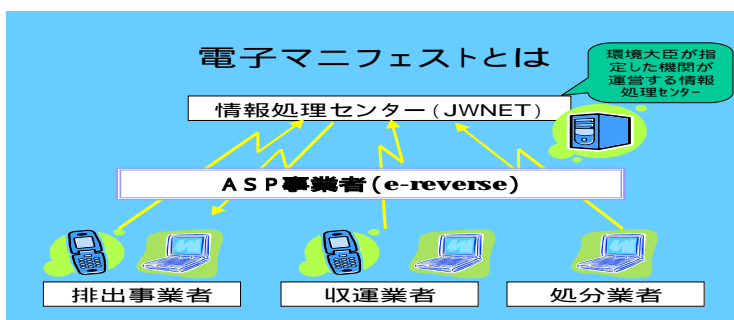
< 支店担当者 >

- ・ 廃棄物処理法に基づく年次行政報告
- ・ 廃棄物の不適切処理を防ぐための委託状況把握

< 本社担当者 >

- ・ マネジメントレビュー（方針や目標が達成できているかを確認し、必要に応じて結果を導き出すプロセスを改善していく活動）資料作成
- ・ CSR 報告書における環境管理活動報告
- ・ 環境経営度調査等、社外組織からの各種調査への対応

なお、2008 年度から電子マニフェストを導入しています。その目的は、業務のペーパーレス化にもつながら、記載ミスやマニフェスト伝票紛失などのリスクを低減できます。鹿島建設株式会社では建設業向けサービスを提供している㈱イーリバースドットコム のシステムを利用しています。現在、支店における電子化率は、発行枚ベースで約 60%(2010 年 10 月末)を超えています。



(3) ゼロエミッション活動

発生する副産物総量のうちどのくらいの量が最終処分されたかという「最終処分率」を全社共通の指標とし、各工事現場から発生する廃棄物の最終処分率 5%未滿をゼロエミッションの定義としています。従来モデル工事現場におけるゼロエミッション活動を行っていましたが、現在は、全工事現場でゼロエミッション活動を展開しています。



だれでも 3R に参画できる分別ヤード (屋外) ゼロエミッション活動の呼びかけ (屋内)

分別の徹底 リサイクル可能な物を徹底的に取り出す

鹿島横浜自主管理協会の (協力会社組織) の協力なくしてゼロエミッションは達成でき

ない。環境管理手法として、産業廃棄物に対する協力会社の意識改革及び啓蒙活動を実践しています。

- ・ 工事現場規模に応じて分別品目を 10～25 に設定（小規模～大規模、基礎・躯体・仕上工事）
- ・ 産業廃棄物ボックスには、そこに入れるべき品目を文字と写真で掲示（目でみて分別）
- ・ ひとつかみ運動（休憩時にひとつかみのゴミを持ち分別ヤードへ）や一斉清掃時における分別
- ・ 混合廃棄物ボックス上に篩い（メッシュロード）を設置し、さらなる分別
- ・ 安全大会時（月初めに工事現場内での安全意識を高める日）等に分別作業実演や品目の説明により協力会社の意識向上

#### 現場での実際の手順



現場で集めた混廃      混合廃棄物ボックス      篩い上でもう一度分別      細かい廃棄物（混廃）



分別デモンストレーション

投入誤りの多い物は現物サンプルを表示

広域認定制度（メーカーが大臣認定を受け回収後原料等にリサイクルや適正処理）の活用 単品リサイクルが可能となり、混合廃棄物量削減

リサイクル率の高い処理業者の選定

- ・ 工事現場の分別努力が正しく反映されるようリサイクル率の高い業者を選定しています。

### 3 取組における課題

- (1) 指定業者制は、定着したもの、地域性や処理業者の規模により工事現場における適正処理までが限度ではないかと思われるケースがあり、ゼロエミッションの観点からの評価を組み込むことにより、処理業者・工事現場双方のレベルアップを目指すことが必要と思われます。
- (2) 本社指導として、工事現場単位での契約は、業務負担が大きいことから指定業者数を

絞り、支店集約契約（年間契約）を締結するよう指導を受けており、業務負担の軽減や関連業者との信頼性の向上に繋がるものの、横浜支店の地域性により、指定業者が多く対応が難しい状況です。

#### 4 今後の取組

以上、横浜支店の取組みを紹介させていただきました。まだ、取組み途上でありさらなる具体的な活動結果を目指して行きたいと思います。また、今年度は全社 3 ヶ年計画の最終年であり、あらためて中長期の見直しを実施する予定です。

ゼロエミッション活動では、分別の徹底、リサイクル率の高い優良業者の活用だけでは、最終処分率は頭打ちとなり、今後は、工事現場へ持ち込まれる廃棄物量を削減する為の具体的施策の樹立やメーカーリサイクルの更なる拡充など、徹底した 3R 活動を併用しての地道な取組みが課題となります。また、建設業特有の課題として昨今、解体・改修工事において、残存物品の処理を元請会社に求められるケースもあり、法を遵守していただく事への理解に努めています。

社内での適正判断が困難な事例は、排出事業者責任として必ず管轄行政に確認しています。